

12
2024

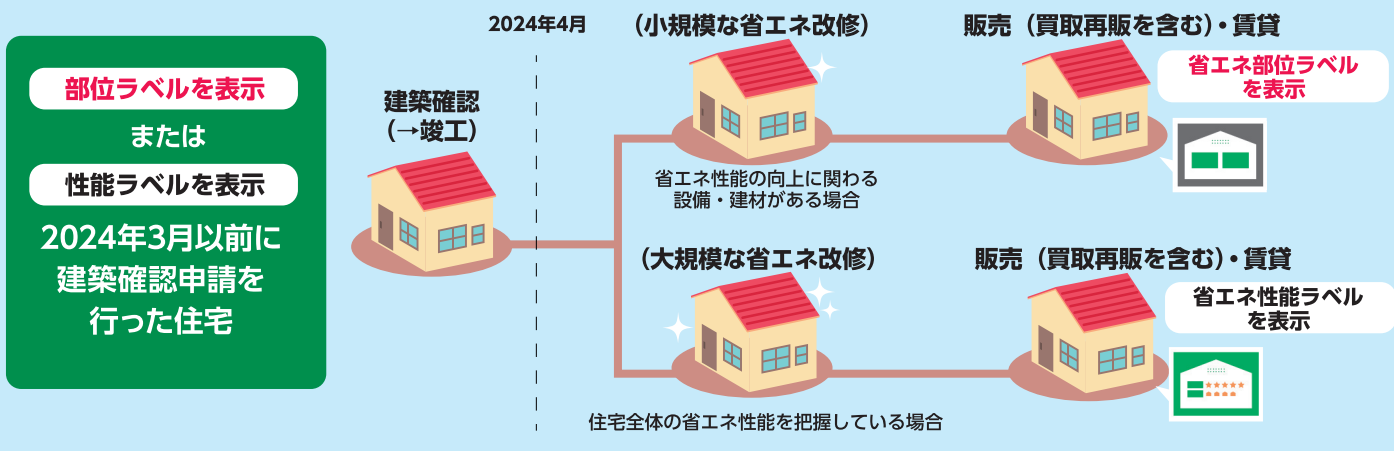
2024年11月から 既存住宅を対象とした
「省エネ部位ラベル」表示が始まりました

2024年4月に新築を対象とした省エネ性能ラベルの表示がスタート。2024年11月からは既存住宅を対象として、建築物の販売・賃貸において省エネ部位ラベルを表示することが、販売・賃貸事業者の努力義務となりました。「省エネ性能で建物を選べる」ようにするため、対象となる住宅や表示できる製品を確認して、省エネ性能ラベルもしくは省エネ部位ラベルの表示を検討しましょう。



「省エネ部位ラベル」表示の対象

省エネ部位ラベルは2024年3月31日以前に建築確認申請を行い、省エネ性能の向上に関わる部位があるが、住宅全体の省エネ性能の把握が困難な場合の住宅（一戸建て、賃貸住宅、マンション、買取再販住宅等）が対象となります。



全体の流れ

1 設備等の有無・改修部位の把握

仕様がわかる図書等または現況確認にて、住宅の設備の有無や改修部位を確認します。
省エネ性能の向上に関わる設備・建材を確認します。

仕様がわかる図書等で確認 現況を確認

販売・賃貸事業者 現況確認者

2 省エネ部位ラベルの発行

1の結果に基づき、広告等への表示に用いるラベルを発行します。

把握した内容を基に、省エネ部位ラベルを発行します。

住宅性能評価・表示協会のHPにアクセスし、部位ラベルを作成します。

販売・賃貸事業者 現況確認者

3 仲介事業者等へ伝達

依頼している仲介事業者等へ住宅の情報を連携する際、ラベルを伝達します。

売買する場合のラベルの伝達例

販売・賃貸事業者 仲介事業者 広告等

販売・賃貸事業者 仲介事業者

4 ラベルの広告掲載

広告表示ガイドラインや媒体ごとのルールに沿ってラベル画像や情報を掲載します。

紙面広告 ※掲載イメージ

販売・賃貸事業者 ポータル事業者

仲介事業者 ポータル事業者

5 省エネ部位ラベルに基づく説明 ※

住宅の契約の際などにラベルを使用して、消費者へ説明をします。

販売・賃貸事業者 仲介事業者

※ガイドラインにおいて望ましい取り組みとして位置づけ。

※販売・賃貸事業者（売主、貸主、サブリース事業者含む）には、販売・賃貸する建築物の省エネ性能表示の努力義務が課せられています。

裏面でも引き続き、省エネ部位ラベルについてご紹介しています。

裏面へ

省エネ部位ラベル要素概要

A 必須項目

窓と給湯器のいずれか一つ以上が、表示の要件を満たしている場合に省エネ部位ラベルを発行することができます。

窓

●リビング・ダイニング

全ての窓のサッシとガラスの仕様が下記のいずれかに該当する場合に表示することができます。

●その他居室

リビングおよびダイニングに当たる部屋と同じ仕様の場合に表示することができます。

サッシの仕様

- アルミ製サッシ
- 樹脂製サッシ
- アルミ樹脂製サッシ
- 木製サッシ

ガラスの仕様※

- 二層複層ガラス
- 真空ガラス
- 三層複層ガラス

※ Low-Eガラスを設置している場合はその旨を併記します。

※内窓がある場合は、その旨が併記されます。

※窓が単板ガラスで内窓がある場合、サッシの仕様のみ表示されます。

給湯器

下記の給湯器に該当する場合に表示することができます。なお、複数給湯器がある場合はいずれか一つを表示します。

- エコジョーズ
- エコフィール
- エネファーム
- 電気ヒートポンプ給湯器
- ハイブリッド給湯器

B 任意項目

各部位が一定の要件を満たす場合に表示することができます。

- 外壁
- 玄関ドア
- 節湯水栓
- 高断熱浴槽
- 空調設備
- 太陽光発電
- 太陽熱利用

既存住宅 再エネ設備あり

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

A 必須項目

- 窓 (2024年3月)
 - リビング・ダイニング
 - その他居室
- 給湯器 (2024年3月)
 - ハイブリッド給湯器

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス (Low-E)
(2024年3月)

B 任意項目

- 外壁 (2024年3月)
- 玄関ドア (2024年3月)
- 節湯水栓 (2024年3月)
- 高断熱浴槽 (2024年3月)
- 空調設備 (2024年3月)
- 太陽光発電 (2024年3月)
- 太陽熱利用 (2024年3月)

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に を表示
※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)

自己評価 ○○○○○マシヨ○号室 評価日2024年11月1日
このラベルは○○○の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

既存住宅も「省エネ性能で建物を選べる」ようにするため、省エネ性能を建築時に評価している場合や、既存の設計図面などから比較的容易に把握することが可能な場合は、省エネ性能ラベルの表示を、省エネ性能を把握していない場合は、省エネ部位ラベルの表示を検討しましょう。



省エネ部位ラベル解説版

建築物の省エネ性能表示制度

出典：国土交通省

Housetec の virtual showroom

バーチャル ショールーム

体験はこちらから!



パソコンや携帯で、ショールームを歩いて回る体験をすることができます!

活用方法

こんなお悩みありませんか?

- ・お施主様との打ち合わせが夜しかできない
- ・近くにLafisteショールームがない
- ・近くのショールームに展示がない商品も見たい

バーチャルショールームで解決!

- ・いつでもどこでもショールームを見学できる
- ・3Dだからお施主様にも伝わりやすく、打ち合わせがスムーズに
- ・近くのショールームに展示のない商品も、バーチャル空間でイメージができる



新宿ショールーム Lafiste



大宮ショールーム Lafiste



編集後記

2024年、省エネ性能ラベルに続いて省エネ部位ラベルが開始されました。消費者が省エネの視点で住宅を比較ができるように、省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベルの表示を検討したいですね。

ハウステック公式SNSで情報発信中!

